



あなたの投稿は 誰かを傷つけていませんか？ ～インターネットと人権を考える～

スマートフォンが子どもから高齢者までの幅広い世代に浸透し、インターネット上では、SNSによるプライバシー侵害、いじめ、誹謗中傷などさまざまな人権侵害や風評被害が頻発しています。インターネットは正しく利用すれば便利ですが、使い方を間違えると知らないうちに自分が加害者や被害者になっていることがあります。

今回はいわれのないうさ話から、ある日突然殺人犯にされてしまったお笑い芸人のスマイリーキクチさんに、インターネット上に潜む危険性、言葉の責任、インターネット犯罪の加害者・被害者にならないための対策などを語っていただきました。



10年にわたった誹謗中傷
について綴られた著書

(イメージ)



お笑い芸人
スマイリーキクチさん

きっかけは高校時代に起きた殺人事件

凶悪で凄惨極まりない殺人事件^{せいざん}が発覚したのは平成元年のことです。当時、僕は足立区の実家から大田区の高校に通っていました。犯人と年齢が一緒だったし、地域は離れていましたが同じ足立区で起きた事件だったので、とても大きな衝撃を受けました。その事件があったせいで、高校を途中で辞めてしまった友人がアルバイトをしたくても、足立区出身の高校中退というだけでどこにも雇ってもらえませんでした。僕は、その時に初めて“風評被害”というものを知ったんです。まさか10年後に、自分も同じような境遇に置かれるとは夢にも思っていませんでした。

突然、僕は殺人犯にされた

平成11年夏、インターネット上にあるその殺人事件の犯人一覧表に誰かが“菊池聡”と書き込んだ瞬間、風評被害が始まりました。「スマイリーキクチの本名と一緒に、歳も同じで足立区出身だ、あいつのことだ！」

となり、インターネット掲示板に身に覚えのないうさがいっぱい書き込まれました。「スマイリーキクチを飲み屋で見かけたら殺人事件のことを得意げに話していた」とまで書かれたんです。揚げ句の果てには僕に成り済ました者まで出てきて、「もう過去のことは許してください」などと言っている。そこに「ふざけんな！」という殺害予告みたいなものが300件ぐらい書き込まれていました。

インターネットのうそは瞬間に拡散しましたが、その時は正直恐怖心もなく、ただ「ばかばかしいな」と思って軽く見ていました。「こんなうさをして何が楽しいんだろう」と。ところが、所属事務所が事実無根であることを発表すると、それが火に油を注ぐ結果となり、「やってない証拠を出せ」「やってないなら死んで証明しろ」と書かれるようになったのです。「ライブに来たらナイフで刺してやる」と、ファンの人たちにまで影響が及び、出演していたCMのスポンサーにも「人殺しを出すな」という抗議が来るようになりました。



「絶対に生きて無実を証明する」と心に誓った

その後、誹謗中傷に加えて脅迫まがいの書き込みが激化しました。書き込みをしている人たちは本当に僕のことを犯人として憎んでいて、自殺をするまで追い詰めようとしていたんです。その中で僕は、死ぬことよりも、「絶対に生きて無実を証明してみせる」と強く心に誓いました。ここでめいってしまったら彼らの思うツボです。それからは、自分が幸せに生きるための考え方と行動が、相手に対する最大の仕返しになると思って生きてきました。

自由は「何をしてもよい」というわけではない

誹謗中傷で捕まった人たちは皆、「言論の自由」や「表現の自由」といった言葉を使います。でも、自由というのは何をしてもよいというわけではありません。それでは無法と同じなので、私たちには「言論の責任」があると思います。

不適切な投稿は、受け取る本人だけでなく企業にも膨大な損害を与えてしまいます。大手企業であれば株価が下落しますし、小さな飲食店だったらつぶされてしまいます。ところが、不適切な投稿をした側はそれを“正義”だと思っているから厄介なんです。

投稿の内容が本当に正しいのか疑ってみる

SNSの投稿を安易に拡散することも危険です。拡散をした人も最初に投稿した人と同じ責任を問われるということを忘れてはなりません。

SNSは自分の考え方に共感するフォロワーと交流することができますが、そこだけの情報に頼っていると見方が偏ってしまう危険性があります。そうならないために、SNSを利用する時は正義の「義」を「疑」という字に置き換えて、投稿の内容が本当に正しいのかどうかを疑ってみることが大切だと思います。

若い世代から加害者を減らすことを考えて

僕は誹謗中傷に遭って以来、ずっと被害者を救う方法を考えてきました。でも、10年前から加害者を減らす方向に考え方が変わり、昨年、弁護士と一緒に「(一社)インターネット・ヒューマンライツ協会」というものを立ち上げました。ここでは、中高生が同世代の学生に向けて、情報モラルや法律を教えるアドバイザーになることを目指しています。大人からの目線ではなく、同世代からの目線であれば、教わる側も素直に聞き入れることができると考えています。今後、中学校や高校にメディアリテラシー部のような活動が生まれ、そのメンバーたちが全国に出向いて、同世代の人たちへインターネット社会に必要なアドバイスをしてくれるようになったらうれしいですね。



スマイリーキクチさんからメッセージ



悩んでいる人に
ちゃんと寄り添って
いますか？

僕がインターネット上で殺人犯にされた時、周囲の人から「そんなの見なければいいんだよ」とか「気にしなければいいんだよ」と言われたことがありました。でも、それは慰めているつもりでも、言われた側にとっては突き放されたのと同じなんです。それよりも、風評被害や誹謗で傷ついている人から相談を受けた時は、まず相談をしてくれたことを喜び、一緒に解決策を考えたり、証拠集めに協力してあげてください。相手の立場になって寄り添い、悩んでいる人を孤独にさせないことが何よりも重要です。

スマイリーキクチ / お笑い芸人

昭和47年東京都足立区生まれの下町育ち。笑顔と穏やかな口調ながら、するどい切り口のトークが特徴。

虚偽の事実によりインターネット上で誹謗中傷を受け、仕事を失った経験を基に、現在はインターネット犯罪の恐怖や被害を防ぐ方法について全国で講演活動をしている。

令和2年に(一社)インターネット・ヒューマンライツ協会を立ち上げ、代表に就任。

著書「突然、僕は殺人犯にされた」(竹書房文庫)。

▶(一社)インターネット・ヒューマンライツ協会 HP
<https://interhumanright.org/>



▲講演の様子

インターネット上での被害にお困りの方へ

被害者の救済に向けて

プロバイダー責任制限法の一部を改正する法律が成立しました

昨年、女子プロレスラーがSNSの誹謗中傷により自殺に追い込まれたと見られる事件が発生しました。国では被害者救済にかかる時間や手間を軽減するため、新たな裁判手続きの創設や開示請求を行うことができる範囲を見直し、被害者の迅速な救済ができるよう対策を進めています。

※令和3年4月21日に改正プロバイダー責任制限法は成立しましたが施行日は未定です。



©大田区

インターネット上の違法・有害情報について

自身の権利を侵害する以下のような情報があった場合は、サイトの管理者などに対して削除依頼の方法などのアドバイスを受けることができます。

- ◆ 氏名、住所などを無断で公開された
- ◆ 誹謗中傷に当たると思われる書き込みをされた
- ◆ 自分の写真が許可なく掲載されているので、削除したい
- ◆ 誹謗中傷を書き込んだ人を特定したい

削除依頼に関する具体的な手続き方法が分からないなどの相談は、以下のサイトで受け付けています。

▶ 違法・有害情報相談センター(総務省)HP <https://www.ihaho.jp/>

インターネットに関する相談窓口

被害に遭ってしまったときは、すぐに対策が必要です。被害が大きくならないうちに、ひとりで悩まず相談しましょう。

■ 人権被害のこと

■ 東京法務局「みんなの人権110番」

☎ 0570-003-110
月～金曜、午前8時30分～午後5時15分(休日、年末年始を除く)



■ こたエール(こどものネット・スマホのトラブル相談)

☎ 0120-1-78302
月～土曜、午後3時～9時(休日、年末年始を除く)

■ サイバー犯罪※のこと

※インターネット上での詐欺や悪徳商法、不正アクセスなど

■ 警視庁サイバー犯罪対策課

☎ 5805-1731
月～金曜、午前8時30分～午後5時15分(休日、年末年始を除く)



そのほか、人権に関する相談窓口

※相談日・時間などは、それぞれの相談先にご確認ください。

相談内容	相談先
人権に関すること	東京法務局「みんなの人権110番」 東京都人権プラザ ☎ 0570-003-110 ☎ 6722-0124
男女平等に関すること	東京法務局「女性の人権ホットライン」 東京ウィメンズプラザ「男性のための悩み相談」 ☎ 0570-070-810 ☎ 3400-5313
女性相談に関すること	女性のためのたんぼぼ相談 ☎ 3766-6581
ひとりで悩んでいる人	東京いのちの電話 ☎ 3264-4343
高齢者のこと	大森地域福祉課 ☎ 5764-0658 FAX 5764-0659 調布地域福祉課 ☎ 3726-6031 FAX 3726-5070 蒲田地域福祉課 ☎ 5713-1508 FAX 5713-1509 糎谷・羽田地域福祉課 ☎ 3741-6525 FAX 6423-8838 高齢福祉課 ☎ 5744-1250 FAX 5744-1522
子どものこと	東京都品川児童相談所 (月～金曜、午前9時～午後5時) ※休日、年末年始を除く (上記以外の時間帯) 東京法務局「子どもの人権110番」 東京都教育相談センター ●いじめ相談ホットライン(24時間対応) ☎ 0120-53-8288 子ども家庭支援センター ●総合相談 ☎ 5753-7830 FAX 3763-0199 ●虐待通報専用ダイヤル ☎ 5753-9924 (共通) 教育センター教育相談 ☎ 5748-1201 FAX 5748-1390
同和問題のこと	人権・男女平等推進課人権・同和対策担当 ☎ 5744-1148 FAX 5744-1556

相談内容	相談先
アイヌの人々のこと	(公財)人権教育啓発推進センター ☎ 0120-771-208
障がい者のこと	さぼとびあ(障がい者総合サポートセンター) ●相談支援部門 ☎ 5728-9433 FAX 5728-9437 大田区障害者虐待防止センター ☎ 6303-8819 FAX 5728-9437 大森地域福祉課 ☎ 5764-0657 FAX 5764-0659 調布地域福祉課 ☎ 3726-2181 FAX 3726-5070 蒲田地域福祉課 ☎ 5713-1504 FAX 5713-1509 糎谷・羽田地域福祉課 ☎ 3743-4281 FAX 6423-8838 障害福祉課 ☎ 5744-1700 FAX 5744-1555 東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎ 3302-7711
外国人のこと	多文化共生推進センター 東京法務局「外国人のための人権相談所」 ☎ 6424-8822 FAX 5710-6330 ☎ 0570-090911 (英・中国・ハングル・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・ネパール・スペイン・インドネシア・タイ語)
エイズのこと	東京都 HIV/エイズ電話相談 ☎ 3227-3335
犯罪被害者のこと	(公社)被害者支援都民センター ☎ 5287-3336 警視庁犯罪被害者ホットライン ☎ 3597-7830
性自認・性的指向に関すること	Tokyo LGBT 相談専門電話相談 ☎ 3812-3727
セクシュアルハラスメント・労働問題に関すること	東京都労働相談情報センター ☎ 0570-00-6110



12月6日(月)午後5時～8時 ☎ 6722-0127

▶ 問合先 東京都人権プラザ相談室 ☎ 6722-0124

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話でご相談をお受けします。費用は無料です。秘密は厳守します。

区立小・中学校 人権啓発作品展

区立小・中学校の児童・生徒のポスター、標語、習字作品を展示します。

- ▶日時 12月3日(金)～10日(金) 午前9時30分～午後5時
※3日は午後1時から、10日は午後3時まで
- ▶会場 池上会館
- ▶問合せ 教育総務部指導課 ☎ 5744-1435 FAX 5744-1665



▲展示風景(池上会館)

人権啓発パネル展

12月4～10日の人権週間に際して開催します。

- ▶日程 12月3日(金)午後1時～10日(金)正午
12月13日(月)午後1時～17日(金)正午
- ▶会場 区役所本庁舎3階
- ▶問合せ 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当 ☎ 5744-1148 FAX 5744-1556



▲展示風景(区役所本庁舎)

大田区配偶者暴力相談支援センター

ひとりで悩まず、相談してみませんか? 秘密は守ります。費用は無料です。



©大田区

DV相談ダイヤル

配偶者暴力に関する相談をお受けします。
☎ 6423-0502 月～金曜、午前9時～午後5時(休日、年末年始を除く)

お住まいの地域を担当する生活福祉課

大森 ☎ 5843-1028 FAX 5764-0663
調布 ☎ 3726-0791 FAX 3726-6655
蒲田 ☎ 6715-8800 FAX 5713-1113
糀谷・羽田 ☎ 3741-6521 FAX 3741-5188
月～金曜、午前8時30分～午後5時(休日、年末年始を除く)

男性相談ダイヤル

配偶者暴力に関すること、家庭内のことなどの悩み事に男性相談員が対応します。
☎ 6404-6020 第2・4金曜、午後5時～8時
※相談受付は終了の30分前まで(休日、年末年始を除く)

- ▶問合せ 人権・男女平等推進課男女平等推進担当 ☎ 5744-1610 FAX 5744-1556

犯罪や非行からの立ち直りと再出発への支援

～大田区再犯防止推進計画を策定しました～

犯罪や非行をした人が抱えるさまざまな「生きづらさ」に寄り添い、立ち直りを支援する「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて令和3年3月「大田区再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画に基づいて、関係機関や保護司をはじめとするボランティアなどとともに、犯罪や非行からの立ち直りを支援する取り組みを推進します。

大田区再犯防止推進計画の詳細は区HPに掲載しています。



▲詳細はコチラ



- ▶問合せ 総務課総務担当 ☎ 5744-1142 FAX 5744-1505